



りあん

Vol.14
2021

～きずな～



会員数 R3.2.28

施設会員…357施設
個人会員………7名
団体・賛助会員…7施設

訪問看護ステーションの皆さん 一緒に活動しませんか!!

「愛知県訪問看護ステーション協議会」は、前身の「愛知県訪問看護ステーション管理者協議会」と「愛知県訪問看護ステーション連絡協議会」が統合し、平成26年に一つの協議会となりました。そして、平成29年4月より一般社団法人へ移行し、今年で4年目を迎えます。

当協議会は、愛知県内の全訪問看護ステーションが結束し、自分たちの手で、訪問看護事業の発展とサービスの質の向上を目指すことを目的として活動しています。また、訪問看護ステーションの現状や課題を把握し、団体として愛知県をはじめとする行政に要望するという役割も担っています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、訪問看護においても多大な影響を受けました。そうした中、会員施設へアンケート調査を行い、その結果を県に伝えることにより、マスクやガウン、フェースシールド、グローブ等の医療資材を会員施設へ迅速に配布することができました。

また、会員の皆さんよりコロナ禍でいかに事業所を継続的に運営するか、緊急事態にどのように近隣の事業所と連携をするかが大きな課題であると声が上がっています。当協議会は令和3年度の重点事業として、全ての会員施設の業務継続計画（BCP）の作成を目指したいと考えています。そのため研修会の開催や、支援体制の構築を行い、BCPが実施できるように支援します。

訪問看護の推進には、当協議会と県内の訪問看護ステーションの皆さんとが力を合わせて活動することが必要です。皆さまの入会をお待ちしております。

令和3年度重点事業 訪問看護ステーションの業務継続計画(BCP)の策定

会員施設のBCP作成100%を目指します!! 会員となり、共に学び作成し連携を深めませんか

愛知県訪問看護ステーション協議会の主な活動内容

- 訪問看護ステーションの運営や職員の資質向上のため、各種の研修会・講習会を行っています。
- 会員を対象に、訪問看護ステーションの運営で困った事柄について、なんでも相談を行っています。
- 会員に対し、国や愛知県、名古屋市等から提供された情報を速やかに伝達し、情報共有を図っています。
- 会員に対し、会報誌(りあん)を送付し、訪問看護ステーションに係る情報提供を行っています。
- 会員の訪問看護ステーション同士の連携と交流を図っています。
- 愛知県等行政に対し、訪問看護や訪問看護ステーションに係る要望や政策提言を行っています。
- 県民に対し、訪問看護事業の普及・啓発を行っています。



委員会の紹介

Introduction of the committee

愛知県訪問看護ステーション協議会は、定款で定められた事業を推進するため、研修委員会、広報委員会、業務委員会の三つの委員会を設けています。その活動内容を紹介します。

研修委員会

「訪問看護の質の向上を図るための研修会・講習会の開催」を目的に委員7名で活動しています。

- ①今年度はオンライン研修にて災害研修(BCP作成)と管理者研修(JNAラダラー)を開催し、3月に介護報酬改定研修を行います。昨年度は小児看護や精神科訪問看護の研修も行いました。
- ②訪問看護の質の向上を考慮し、研修アンケート結果などをもとに会員のニーズや意見を反映できるよう企画運営しています。
- ③来年度は、精神科訪問看護のフォローアップ研修会の企画を予定しています。また訪問看護におけるJNAラダラー分類を研修ごとに提示し、より適切な研修を選択できるようにしていきます。



広報委員会

「訪問看護を広く普及する」ことを目的に委員4名で活動しています。

①会報誌『りあん』の企画、発行

毎年2回(8月、3月)会員へ向け、旬な情報を発信しています。活躍している訪問看護師たちのインタビューや研修会参加後の感想、地域での活動報告など、生の声も掲載しています。

②県民への訪問看護の普及・啓発活動

各地域のステーションと協力し、介護フェアやその他の催し物開催会場などで、訪問看護を知っていただくための楽しい企画のお手伝いをしています。リーフレットやノベルティグッズの作成もしています。

③ホームページの更新

会員にとって有益な情報を発信できるよう全体構成の変更をしています。



業務委員会

「訪問看護ステーション業務の効率化を図る」ことを目的に委員4名で活動しています。令和2年度の活動を紹介します。

①会員対象に「なんでも相談」を実施

FAXで相談を受け、委員が順番に回答書を作成しています。

例:Q)訪問看護の提供にあたり、適応する保険は主治医に決めてもらえばいいですか。

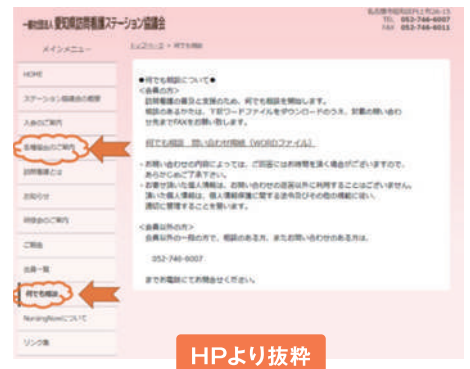
➡ A)国が定めた医療・介護保険制度で決まっています。

②ホームページへ「各種届出の案内」を掲載

「精神科訪問看護療養費に係る届出」を掲載し、具体的な手続きをお示しました。(今後、年に2項目程度ずつ掲載していく予定です。)

③新型コロナウイルス感染症に関する取組を実施

感染防護具の配布と県との連絡調整を行っています。令和2年6月には緊急アンケートを実施しました。



感染症対策

会員施設に医療資機材を配布しました!!

愛知県からの連絡・供給を受け、会員の訪問看護ステーションに新型コロナウイルス感染拡大防止のため医療資機材を配布しました。今後も供給があり次第、会員施設にお届けしていきます。

- 令和2年7月 マスクを希望会員に配布(1事業所当り最大400枚)
- 令和2年8月 防護用ガウンを全会員に配布(国から直送。1事業所当り100枚)
- 令和2年9月 フェースシールドを全会員に配布(国から直送。1事業所当り100枚)
- 令和2年9月 マスクを希望会員に配布(1事業所当り最大400枚)
- 令和2年12月 サージカル手袋を愛知県看護協会から希望会員に配布(1事業所当り200枚)



愛知県訪問看護ステーション協議会 入会のご案内

▶ 会員特典

- ◆ 当協議会が主催する研修に会員料金で優先的に参加できます。
- ◆ 会員専用「訪問看護なんでも相談」を利用することができます。
訪問看護事業所を運営していく上で疑問に思うことなどについてお答えします。
- ◆ 会報誌「りあん」をお届けし、訪問看護に関わる最新情報等をお伝えします。
- ◆ 災害時、県からの支援物資が届きやすくなります。

▶ 入会方法 *詳細は協議会ホームページ <https://aichi-vnc.com/> をご覧ください。

- ◆ ホームページから入会申込書をダウンロード
- ◆ 指定の口座へ会費を振り込み
- ◆ 受領書またはご利用明細を入会申込書へ貼って愛知県訪問看護ステーション協議会へ FAX (052-746-6011)

▶ 入会に当たって

- ◆ 入会は、毎年度ごとに更新手続きが必要です。
- ◆ 年会費は年度(4月1日～3月31日)単位の納入になります。
- ◆ 年会費の振り込み、入会申込書の提出をもって入会となります。

会員には次の4種類があります

- 施設会員 (会費 20,000円)
愛知県内の訪問看護事業者
- 個人会員 (会費 10,000円)
訪問看護事業所以外で勤務されている方で、愛知県内の地域ネットワークに関わるすべての方
- 団体会員 (会費 20,000円)
訪問看護事業を実施していないが、訪問看護と連携している団体の方
- 賛助会員 (会費 50,000円)

新規加入事業所紹介

合同会社 soleil 訪問看護ステーションひなた

2020年4月、豊田市に開設いたしました。

ご利用者様とご家族の想い、お一人お一人の生活に寄り添った看護を提供していくことを大切に…訪問して参ります。ご利用者様、ご家族のどなたも「やっぱり家が一番だね♪(家にいてくれてよかった)」と思われるように、また日々を穏やかに暮らせるように…職員5人一同、笑顔で訪問看護を提供してまいります。

また、コロナ禍で、衛生材料が手に入りにくい状況の中、愛知県訪問看護ステーション協議会に入会することで「マスク」「ガウン」「フェイスシールド」等の衛生材料の支給は、本当に助かりました。ありがとうございました。
(管理者 鈴木里加)



藤田医科大学 訪問看護ステーション幸田岡崎

2020年8月に額田郡幸田町に開設いたしました。藤田医科大学訪問看護ステーション幸田岡崎は、同年4月に岡崎市に開院した岡崎医療センターと連携しながら、病気や障害があっても安心して自宅で暮らせる幸せを感じていただけるような看護サービスの提供を目指しています。一人ひとりに合わせ、真心を込めて看護を行なっていきたくと思います。今回愛知県訪問看護ステーション協議会に加入させて頂いたことで、コロナ禍の中でもZOOMでの学習機会を継続することができました。様々な情報を発信して頂き大変有り難く思います。今後とも宜しくお願いいたします。

(管理者 西村和子)



研修会報告

災害研修

テーマ 訪問看護における災害対策with新型コロナ ～BCP(事業継続計画)を共に考える～

日時 令和2年10月10日(土) 13時15分～16時 **場所** オンライン **参加者** 68名

新型コロナに対する感染対策、ステーションのBCP(事業継続計画)の必要性が話されている中、コロナ禍で水害を経験した熊本県訪問看護ステーション連絡協議会理事兼管理者代表木村浩美先生に、経験をもとにした実際の困りごとを話していただきました。水害等で避難所に集まったときのコロナ対策をどうするのか、複合的な災害時の訪問看護の役割について学ぶことができました。また、愛知医科大学看護学部在宅看護学准教授佐々木裕子先生に、災害の対応策について全体を俯瞰するような講義をしていただきました。

様々な災害、不測の事態を想定したBCPを準備することは、ステーションを安定的に運営し、スタッフ、利用者様、地域を守るために必要であると学ぶことができました。(理事 藤野泰平)

JNAラダー導入研修

テーマ 訪問看護ステーション管理者研修「人材育成とJNAラダーの活用」

日時 令和2年11月7日(土) 9時～16時30分 **場所** オンライン **参加者** 57名

訪問看護ステーションでラダーを導入して教育をしているステーションはまだ少ないといわれている中、率先してラダーを導入している、滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会会長駒井和子先生らの講義でした。その中でも、ラダーを作成し、導入する時の難しさについての話では、ラダーの有用性の提示やスタッフが向上心をもてるような働きかけが重要なポイントであることが大変興味深かったです。

アンケートでは、参加者の中でラダーを活用している事業所は44.1%、ラダー運用の実際について「理解できた」という回答が94.9%と、ラダーについての知見が深まった研修であったと思いました。

また聖路加国際大学大学院看護学研究科 教授山田雅子先生には、大学の基礎教育が10年ぶりに改訂され、在宅看護を学ぶ単位が増えるという話があり、大学と実習機関である訪問看護ステーションが手を取りながら、地域で学生を育てていくことの必要性を感じました。(理事 藤野泰平)

令和2年度 訪問看護ステーション東海北陸ブロック交流会報告

東海北陸地区(愛知、岐阜、三重、静岡、福井、富山、石川)の協議会の会員が集まり情報交換できる機会として、輪番制で各県が担当になり毎年開催されています。

本年度は岐阜県の担当で、緊急オンライン交流会が開催されました。

日時 令和2年9月11日(金) 16時～18時 **参加者** 47名

内容 **第一部** 1. 新型コロナウイルス感染症対策について、各県状況の情報交換と交流 **第二部** グループワーク
2. 自然災害対策について、各県状況の情報交換と交流
3. 岐阜県・静岡県の取り組み事例の報告

愛知県の活動を報告として、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供のHP掲載、FAX送信、緊急アンケート調査の実施、県委託の感染防護具の配布などを発表しました。災害対策については、毎年開催している研修会を今年度はオンラインで行ない、特に今年はBCP(事業継続計画)の検討が含まれたことを報告しました。

他の県からの情報は、特に静岡県独自の感染対策マニュアルに注目が集まり、東海北陸ブロックの各協議会で参考にし、早急な作成を進めていくことを共有しました。

交流会を経て、当協議会の課題として、会員施設からの情報提供、情報共有のためのオンライン化システムの構築、支援物資配布方法の検討、災害マニュアルの明確化、看護協会との協働が挙げられました。

今年度はオンラインでの交流会となりましたが、毎年顔を合わせて得てきた絆が奏功し、活発でかつ有意義な交流会でした。

(理事 山下裕美)



表彰受賞者の紹介

～皆様、誠におめでとうございます～



第72回愛知県表彰（保健医療功労者） 受賞

愛知県では、愛知県表彰条例に基づき、地方自治、産業、教育文化、保健医療などの各分野において功績が顕著な者（団体）に対して知事表彰を行っており、令和2年11月18日に愛知県庁本庁舎講堂において表彰式が行われ、知事から表彰状が授与されました。

すみれ訪問看護ステーション 森田 貞子
(愛知県訪問看護ステーション協議会副会長)

この度、愛知県看護協会の推薦をいただき、愛知県表彰条例による表彰を受賞させていただきました。これもひとえに、関係者皆様のご尽力のお陰と感謝いたします。

「多年、看護師として地域における在宅ケアの充実に努めるとともに、関係団体の要職にあたって、訪問看護事業の普及・啓発に尽力し、保健医療の向上に貢献した」功績で、当協議会の前副会長加藤容子氏も第68回に受賞されています。このように訪問看護の活動が地域に認められてきたことを、とても嬉しく思います。訪問看護事業が次世代の方々に継承されていくことを願っております。



令和2年度愛知県看護協会会長表彰 受賞

愛知県看護協会では、協会員として、看護業務に従事し協会活動に貢献があった者に対して協会会長表彰を行っており、令和2年10月9日に愛知県看護協会において表彰式が行われ、協会会長から表彰状が授与されました。

医療法人純正会 訪問看護ステーション太陽 横井 真弓

愛知県看護協会会長表彰という大変名誉ある表彰を受け、愛知県看護協会の皆様をはじめこれまでご支援いただいた多くの方々に心より御礼申し上げます。

これからの訪問看護は地域共生社会の実現に向けてあらゆる世代の安心安全な療養生活を支える役割を担っており、医療機関との連携のさらなる推進を目指し、地域とのつながりを強固なものにしなければいけません。しかし、現在訪問看護ステーションはコロナ禍において経営の不安、職員の感染リスクなど多くの課題を抱えています。使命感を持って奮闘する訪問看護師の安全確保を最優先とし、訪問看護に期待されている専門性を発揮できるよう精進してまいります。



訪問看護の質向上を目指し、以下の研修を企画しています。

新型コロナウイルスの感染症の動向によって、流動的な部分がありますのでご注意ください

令和2年度

●介護報酬改定研修 *募集は終了しております。

日時 令和3年3月27日(土)13時～16時10分 場所 オンライン開催 講師 佐藤 美穂子 氏 公益財団法人日本訪問看護財団 常務理事

令和3年度(予定) *開催日時等は未定です。

●訪問看護管理者研修 ●精神ブラッシュアップ研修 ●災害看護研修 ●JNAラダー研修 ●小児訪問看護研修 ●診療報酬改定研修

Q 新型コロナウイルス感染症に係る訪問看護費算定について

新型コロナウイルス感染症に係る介護保険の臨時対応として、電話対応の算定方法を教えてください。

A

利用者等が新型コロナウイルスの感染への懸念から訪問を控えるよう要請された場合であっても、まずは医療上の必要性を説明し、利用者等の理解を得て、訪問看護の継続に努める必要があります。その上でもなお、利用者等から訪問を控えるよう要請があった場合には、利用者等の同意を前提として、

- ・当該月に看護職員による居宅を訪問しての訪問看護を1日以上提供した実績があり、
- ・主治医への状況報告と指示の確認を行った上で、
- ・看護職員が電話等により本人の病状確認や療養指導等を実施した場合には、20分未満の訪問看護費を週1回に限り算定可能です。

なお、提供する訪問看護の時間についてケアプランの変更が必要であることに留意するとともに、利用者等の同意取得及び電話等による対応の内容について、訪問看護記録書に記録しておきます。以上の事柄を行ったうえで、電話をした日に週1回を限度に訪問看護1を算定できます。

参考文献 1.厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome_houmonkango.html
2.日本訪問看護財団のHP内「新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ」【第5報】(令和2年4月25日発信)新型コロナウイルス感染症(疑われる者含む)への訪問看護に特別管理加算、利用者の同意等による電話対応に報酬算定、P4「4. 新型コロナウイルス感染症に係る介護保険の訪問看護の臨時対応」(以上のホームページ閲覧日 R2.12)

Q 介護付き有料老人ホームへの訪問看護について

介護付き有料老人ホームへの訪問の場合、介護保険は使用できず医療保険のみでの訪問となるのでしょうか。また医療保険での訪問の場合、条件等ありますでしょうか。

A

介護付き有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)には、一般型と外部サービス利用型の二種類があります。

一般型は、その特定施設の従業者が介護サービスを提供します。そのため当該介護サービスを受けている間は、居宅療養管理指導を除いて、他の在宅サービスの利用は保険給付の対象外となります。

ただし、施設が夜間看護体制加算を算定する場合は、算定要件である24時間連絡体制の確保のため、訪問看護ステーションとの委託契約は可能です。外部サービス利用型の場合は訪問看護を提供することは可能ですが、その際も委託契約が必要となります。

医療保険による訪問看護は以下の場合、提供できます。

1. 特別訪問看護指示書の交付があった場合
2. 「厚生労働大臣が定める疾病等」に該当する場合
3. 精神科訪問看護基本療養費を算定できる者(認知症を除く。ただし精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する患者にあつてはこの限りではない)

参考文献 ● 訪問看護実務相談Q&A(令和2年4月版) P353、P359 Q14-18 ● 全国訪問看護事業協会HP ● 高齢者施設等と訪問看護ステーションとの連携ガイド P28～29
● 介護サービス・障害福祉サービスにおける事業所・施設への看護の提供～委託契約を中心に～ P9～11

令和3年度 通常総会のお知らせ

日時 令和3年6月26日(土) 13時～16時 場所 愛知県看護協会 T1-A

提出議題

報告事項1 令和2年度事業報告
第1号議案 令和2年度決算書類の承認及び監査報告について

報告事項2 令和3年度事業計画
報告事項3 令和3年度収支予算
第2号議案 新役員の選任について

講演会

「利用者の思いをつなげるACPの推進」
講師 加納 美代子 氏
豊田地域医療センター次長(訪問看護認定看護師)

理事会報告 令和2年度 第2回理事会

開催日 令和2年11月18日(水)

協議事項

1 令和3年度通常総会の開催について
協議事項1は案のとおり承認された。

報告事項

1 令和2年度の会員数
2 令和2年度事業報告(4月～9月)
3 愛知県知事への要望書の提出について

4 愛知県医師会会長への要望書の提出について
5 訪問看護ステーション東海北陸ブロック交流会報告

編集後記

新型コロナウイルス感染拡大により、感染対策がクローズアップされている今日この頃です。
私たち訪問看護師は日頃からスタンダードプリコーションに取り組み、必要な対象者へはそれに合った感染対策を行いながら訪問看護を行ってきました。この看護師魂を胸に、先の見えない闘いを共に乗り越えていきましょう。
(広報委員会)